

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p>埼玉県青少年健全育成条例                      第一条(第二十一条の二)(略)                      (インターネットの利用の制限)  <b>第二十一条の三</b> 保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報(次条第二項において「有害情報」という。)を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない。</p> <p><b>(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)</b>  <b>第二十一条の四</b> 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第十七条第一項ただし書の規定によりフィルタリングサービス(同法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することによって当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット事業者(同条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならぬ。</p> <p>一 青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環</p>	<p>埼玉県青少年健全育成条例                      第一条(第二十一条の二)(略)                      (インターネットの利用の制限)  <b>第二十一条の三</b> 保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない。</p>

改 正 後	<p>境の整備等に関する法律第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合</p> <p>二 青少年を携帯電話端末又はPHS端末の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を保護者が締結する場合</p> <p>2  携帯電話インターネット事業者は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約にあつては、同項の書面が提出される場合に限る。）を締結するに当たつては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報閲覧する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>3  携帯電話インターネット事業者は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面若しくは規則で定める記録媒体を保存しなければならない。</p>
改 正 前	

改正後	<p>4 知事は、携帯電話インターネット事業者が前二項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>5 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続業務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提示を求めることができる。</p> <p>6 知事は、第四項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者が当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者に意見を述べ、る機会を与えなければならない。</p> <p>第二十二條～第二十四條 (略)</p> <p><b>(審議会への諮問)</b></p> <p><b>第二十五條</b> 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならぬ。ただし、第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十一条の二第二項又は第二十一条の四第一項若しくは第二項の規則を定めようとするとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 第二十一条の四第四項の規定により勧告をしよう</p>
改正前	<p>第二十二條～第二十四條 (略)</p> <p><b>(審議会への諮問)</b></p> <p><b>第二十五條</b> 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならぬ。ただし、第一号から第三号までに掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十一条の二第二項の規則を定めようとするとき。</p> <p>四 (略)</p>

改正後	<p>と する とき。</p> <p>2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会に諮問 しないで推奨、指定、命令又は勧告をしたときは、審 議会にその旨を通知しなければならない。</p> <p><b>(立入調査)</b></p> <p><b>第二十六条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度にお いて、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入 り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させる ことができる。</p> <p>一 〇七 (略)</p> <p>八 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所 その他の事業場</p> <p>九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
改正前	<p>2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会に諮問 しないで推奨、指定又は命令をしたときは、審議会に その旨を通知しなければならない。</p> <p><b>(立入調査)</b></p> <p><b>第二十六条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度におい て、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入 り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させる ことができる。</p> <p>一 〇七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>